

議案第 1 4 号

新座市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

新座市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年新座市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p>（所得の制限）</p> <p>第 4 条 前条の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条に規定する受給者証の交付を受ける対象者とし</u>ない。</p> <p>(1) <u>対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下この号及び次号において「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したものの有無及び数に</u>応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) <u>ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に</u>応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(3) <u>前 2 号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関して</u></p> | <p>（所得の制限）</p> <p>第 4 条 前条の規定にかかわらず、<u>対象者の属するひとり親家庭の父若しくは母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得又はひとり親等の配偶者の所得若しくは当該ひとり親等の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 8 7 7 条第 1 項に定める扶養義務者でこれらの者と生計を同じくするものの所得が、児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）の所得による児童扶養手当の支給制限の例により計算した額以上であるときは、第 6 条に規定する受給者証の交付を受ける対象者とし</u>ない。</p> |

は、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の  
計算方法は、規則で定める。

(医療費の返還)

第12条 市長は、偽りその他の不正の行為により医療費の支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じた者があるときは、その者からこの条例により既に支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(医療費の返還)

第12条 市長は、偽りその他の不正の行為により医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からこの条例により既に支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月21日提出

新座市長 並 木 傑

## 提 案 理 由

医療費の支給に係る所得の制限を改めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。